破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２０号
栃木県足利市福居町305番地６
破産者　髙橋征二郎
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２３７号
東京都台東区竜泉２丁目７番７―1604号　東京ビューマークス
破産者　赤木　康克
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１４号
茨城県土浦市藤沢1239番地13
破産者　三浦　忠夫
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６５５号
仙台市宮城野区高砂１丁目19―10　タンドウールＫ202、住民票上の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字上ノ山50番地の４
破産者　寺澤恵津子（旧姓小笠原）
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
茨城県土浦市木田余東台２丁目５番25号203号
破産者　浪花　謙二
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第９４号
神奈川県座間市相模が丘４丁目42番10号
破産者　飯沼　　勇
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５８４号
静岡市葵区千代田４丁目12番１号　コーポ若葉屋201号
破産者　大村　麻矢
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４５３号
愛知県半田市亀崎町３丁目324番地
破産者　糟谷　伸弘
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６７８号
名古屋市瑞穂区新開町７番16号
破産者　尾川　博秀
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３１号
愛知県春日井市岩成台10丁目16番地12
破産者　横内　正弘
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７００号
愛知県愛西市町方町大原52番地
破産者　黒田佐代子
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７１３号
名古屋市守山区脇田町1211番地、開始決定時の住所愛知県春日井市柏井町５丁目99番地３
破産者　槙　　伸
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８号
三重県伊賀市治田4657番地の３
破産者　森下　正彦
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第４９号
滋賀県長浜市神照町173番地
破産者　福永　泰三
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
長崎県大村市久原２丁目920番地３、前住所長崎県諫早市小豆崎町686番地１
破産者　力久　重喜
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
富山県射水市港町１番３号
破産者　市井　治夫
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４号
山口県宇部市大字東岐波5092番地４
破産者　有田　至宏
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１９５号
香川県高松市牟礼町牟礼1998番地２
破産者　橋詰　定武
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係